

# 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- 3 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- 5 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為及び示威的行為をしないこと。